

## 公共工事代金の支払制度等に関する日本と欧州各国との相違について

国土交通省国土技術政策総合研究所 ○溝口 宏樹\*1  
 国土交通省千葉国道工事事務所 中嶋 政幸\*2  
 (財)国土技術研究センター 扇本 武史\*3  
 日本工営(株) 篠原 巧吉\*4  
 // 白谷 章\*5  
 // 大塚 靖\*5

By Hiroki MIZOGUCHI, Masayuki NAKAJIMA, Takeshi OUGIMOTO,  
 Isayoshi SHINOHARA, Akira SHIROYA, Yasushi OTSUKA

諸外国の公共工事では、出来高に応じて月1回程度の間隔で部分払を行う方法(Progress Payment)が一般的といわれている。一方、我が国の公共工事における請負者への工事代金の支払は、中間前払や部分払といった工期途中における支払制度はあるものの、40%の前払と残額60%の完成払の2回の支払が通例となっている。そこで、我が国の公共工事代金支払方法等への適用の参考とすることを目的とし、欧州各国(ドイツ・オランダ・イギリス)の公共工事における代金支払・契約・検査等の方法に関する各国の制度と我が国の制度の違いを、現地ヒアリング等による実態調査を行い明らかにした。

【キーワード】海外公共工事、出来高部分払、前払、建設契約

## 1. はじめに

諸外国の公共工事は、我が国とは異なり、出来高に応じて部分払を行う方式が一般的といわれている。そこで、我が国の公共工事への適用の参考とすることを目的とし、欧州3カ国の公共工事における代金支払、契約、検査等の方法について、国土交通省国土技術政策総合研究所等において、現地ヒアリング等による実態調査を行い、特に我が国との相違に着目し、その結果をとりまとめた。

現地調査は、平成14年1月13日～1月25日の日程で、3カ国9機関等を対象に実施した(表-1)。

## 2. 公共工事契約の形態

独国・蘭国の公共工事では、一部にデザインビルド契約方式も行われているが、現時点では日本の主な公共工事と同様に、建設工事を単独で発注する契約形態が主流となっている。

表-1 調査対象の国・機関等

| 国名   | 訪問先機関名               |
|------|----------------------|
| ドイツ  | 連邦交通建設住宅省 建設都市計画局    |
|      | (社)ドイツ建設業中央連合会(HDB)  |
| オランダ | 運輸水利省 公共事業水資源管理局     |
|      | デルフト工科大学 建設マネジメント研究室 |
|      | 運輸社会資本情報技術センター       |
|      | ハイマンス社(建設会社)         |
| イギリス | 政府商務室(OGC) 資産・建設課    |
|      | 環境庁                  |
|      | レディング大学 建設マネジメント学部   |

一方、英国ではPFI、ターゲットプライスコントラクト等の新たな契約方式が主流を占め始めているが、本調査では建設単独契約であるICE Conditions of Contract 6<sup>th</sup> edition(以下ICE契約約款と略す)を適用して実施される工事における契約・支払方式等を中心に調査を行った。

調査3カ国の公共工事契約においては各国共に標準契約約款が制定されており、いずれの契約方式でも単価契約が通常である(表-2)。

\*1 総合技術政策研究センター建設システム課 0298-64-2211

\*2 調査第二課 043-287-0311

\*3 研究第2部 03-4519-5005

\*4 コンサルタント国内事業本部 03-3238-8363

\*5 コンサルタント国際事業本部建設技術部 03-5276-2652

表－２ 各国の主な契約・支払方法

|         | 日本                                                         | ドイツ                                                                      | オランダ                                                       | イギリス                                                |
|---------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 標準契約約款名 | 公共工事<br>標準請負契約約款                                           | 標準工事契約約款<br>(VOB B 編)                                                    | 標準行政規定 (UAV)<br>土木工事標準仕様 (RAW)                             | ICE 契約約款                                            |
| 主な契約方法  | 総価契約                                                       | 単価契約                                                                     | 単価契約                                                       | 単価契約<br>(デザインビルト方式は総価)                              |
| 主な支払方法  | 前払 40% (国)<br>完成時 60%<br>〔請負者は部分払<br>または中間前払<br>20%の選択が可能〕 | 2～3 週間ごとの出来高払<br>VOB に出来る限り短期間と規定<br>前払金なし<br>〔VOB に制度はあるが<br>あまり用いられない〕 | 4 週間ごとの出来高払<br>RAW に 4 週間ごとと規定<br>前払金なし<br>〔RAW には前払制度がない〕 | 毎月ごとの出来高払<br>ICE に毎月と規定<br>前払金なし<br>〔ICE には前払制度がない〕 |

参考) 日本道路公団 : 総価単価契約 / 3 カ月ごとの出来高払 / 前払金 40%  
台湾 : 単価契約 / 毎月の出来高払 / 前払金 0～30%

単価契約では、数量明細書に従って請負者が提示する工種毎の単価が契約対象であり、それらの単価と発注者が与える概算数量を掛けて得られる金額の総額が入札額となる。これはいわば暫定的な総額であって最終的な支払金額は契約単価と最終数量によって再計算される。仕様、工法あるいは工事量の著しい増減等により、契約単価の見直しが必要となる場合等には契約変更が行われる。

一方、日本の公共工事では総価契約が一般的に用いられている。この契約では請負総額が契約対象であって、工事費を構成する各工事単価には契約上の拘束力がない。したがって、総額が変わる場合には数量増減の大小を問わず契約変更が必要となる。

調査 3 カ国では、工事単価が発注者と請負者で合意されている点、および数量の増減が大きくなれば契約変更なしに支払額が確定される点で、我が国の契約方式と比べスムーズに部分払を実行できる契約方式となっている。

### 3. 工事代金の支払方法

#### (1) 前払金・中間前払金

調査 3 カ国の公共工事では、前払金、中間前払金が支払われることはほとんどない。支払とは成果(行われた工事)に対する対価という考えである。また、契約時に請負者が履行保証として発注者へ資金を預託する例もあり(独・蘭)、日本とはかなり状況が異なる。なお、独国では、前払が行われることはほとんどないが、VOB には前払に関する規定は存在する。その中で前払金は欧州中央銀行貸出金利プラス 1% の金利付きで返済すると規定されており、前払というよりも着工前に請負者へ行う有利子資金の貸付け

と考えられる。

#### (2) 部分払

調査 3 カ国ともに工事の出来高に対して 2 週間～1 カ月間隔で部分払が実施されている。工事の出来高以外にも工場製品の現場搬入や材料の購入に対しても部分払が行われることが多い。英・蘭国では支払間隔が標準約款等で規定されており、蘭国の RAW では 4 週間毎、英国の ICE 契約約款では 1 カ月毎である。独国の VOB では支払間隔を「出来る限り短い期間区分で行われるものとする」と規定し、契約書に期間を明記しないことも多いが、実際の支払は 2～3 週間毎に行われることが多い。

#### (3) 下請への支払

調査 3 カ国ともに、発注者から元請への支払と同様に、元請から下請への支払も部分払が一般的であり、現金により支払われている。発注者は元請から下請への契約(支払)に関与しないことが原則となっているが、英国においては下請への支払が元請への支払より「2～3 カ月遅れることが多い(レディング大学)」ことも指摘されており、英国防衛省では下請への支払証明の提出を次回元請への支払の条件にするなど、建設業界内のキャッシュフローの改善に取り組んでいる。

### 4. 検査および現場監理体制

部分払のための書類作成等の事務処理に対して、各国の発注者および請負者共に負担を感じるとの意見は少数であった。理由としては、作成書類が少ないことがまず挙げられる。国により作成される書類の種類は異なるが、出来高を証明する数量計算書が作成され、日報等の施工管理書類を用いて出来高が

| 国及び機関            | 〈請負者側〉         | 〈発注者側〉                                    | 〈第三者機関〉                            | 備考                                                                         |
|------------------|----------------|-------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 日本<br>国土交通省      | 請負者<br>・出来高の報告 | 発注者<br>監督職員<br>・出来高の確認<br>検査職員<br>・出来高の検査 |                                    | 監督補助（現場技術員）としてコンサルタント等を活用することがある。ただし、現場技術員は指示、承諾、協議及び確認の権限を持たない。           |
| ドイツ<br>連邦交通建設住宅省 | 請負者<br>・出来高の報告 | 発注者<br>監督職員<br>・出来高の確認・検査                 |                                    | 連邦交通建設住宅省では、監督職員としてコンサルタントを活用することはほとんどない。州政府では、コンサルタントを活用することがある。          |
| オランダ<br>運輸水利省    | 請負者<br>・出来高の報告 | 発注者<br>監督職員<br>・出来高の確認・検査                 | CM<br>・出来高の確認                      | 運輸水利省では、監督職員としてコンサルタントを活用することは少ない。他の発注機関においては、コンサルタントをCMとして活用する場合もある。      |
| イギリス<br>ICE契約    | 請負者<br>・出来高の報告 | 発注者                                       | エンジニア<br>出来高検測者 (QS)<br>・出来高の確認・検査 | エンジニア/QSは発注者職員であることも外部からの活用であることもある。大きな発注機関では、その職員であることが多いが、契約上は発注者とは独立する。 |

□ : 検査・支払に関する実質的判断者

図－１ 部分払に際しての出来高検査・支払に関する役割

確認されている。また、工事写真は義務ではなく自主的な記録として撮られている。品質管理も日常管理業務の一環として行われており、部分払にあわせて書類検査を行うわけではない。

次に、現場監理の体制が挙げられる。部分払に関する発注者、請負者あるいは第三者機関で、実質的な支払の判断者について模式的に表わしたものが図－１である。日本のように監督職員と検査職員を別々に置いている例は調査３カ国では見られない。日本では、発注者側の日常の工事監督は監督職員により行われるが、支払検査は別の検査職員が実施するよう予決令（第 101 条の 7）で定められている。一方、調査各国では検査職員を別に任命することはなく、監督職員の責任により部分払が行われている。

調査３カ国の品質検査体制は「QA/QC システムに基づく検査（英）」、「ISO9000 による品質管理を要求（蘭）」や「常勤の監督官の結果が信頼され、その署名が重要（独）」であり、品質を各工程・過程において常時管理することに重点がおかれ、第三者機関であるエンジニア（英）や発注者監督職員（独・蘭）が検査に対する責任を有している。

ただし、完成検査については、「本省から他の職員が来て検査を行う（独・連邦交通建設住宅省）」や「支払が数ヶ月後となる場合もある（蘭・運輸水利省）」とのことで部分払時とは異なった仕組みにより検査が行われている。

## ５．設計変更・契約変更

総価契約で実施される我が国の工事では、設計変更には工法・仕様等の変更といった主に単価に影響を及ぼすために総額が変更になるものと、単価は変わらないが工事数量が変わるために総額が変更となるものの両方が含まれる。一方、調査各国の契約は単価契約であるのでこれら両者の違いをはっきり区別して理解する必要がある。

調査結果のうち、「設計変更のケースはあるが事前の検討が十分に行われるために大きな変更は少ない（英・OGC）」や「契約の初期に議論され途中での契約変更は基本的に行わない（独・連邦交通建設住宅省）」は前者の工法・仕様等に関する単価に係わる変更であって契約変更を伴う。対照的に「設計変更はよく行われる（蘭・オランダ運輸水利省）」や「契約時点では工事の細部は決めず工事途中で詳細を決めるため、変更は付きもの（英・レディング大学）」は、主に後者の工事数量に伴う変更であって常に契約変更を伴うとは限らない。

前者の単価が変更となり契約変更を伴う設計変更は、「大きな変更の場合である（英・レディング大学）」「交渉は長時間かかる（蘭・運輸水利省）」ものであり、契約変更が行われるまでは支払は行われず、「合意に至るまで作業は行われない（英）」、「場合によっては工事が止まることがある（蘭・運輸水利省）」。

一方、後者の数量変更のみの設計変更の手続きは比較的簡素であり、「コストも含め現場で話し合い

により変更が行われる(独・ドイツ運輸建設住宅省)」「変更は随時行いが週間会議で協議される(蘭・運輸水利省)」ものである。支払われる工事費総額が確定しないことに対しては、「契約金額に予備費的な金が盛り込まれている(英・レディング大学)」や「予算オーバーが生じないように設計変更はプロジェクトの早い段階で行われる(蘭・デルフト工科大学)」等の工夫が行われている。

## 6. 欧州3カ国の日本の支払方法に対する感想

前払時に40%、完成時に60%の工事代金を支払う我が国の工事代金支払方法について、調査3カ国の9機関の面談者に対し説明し、得られた感想を表-3に示す。支払事務の効率化という観点から、日本の方法はシンプルで良いとの意見も出たが、前払を行わず部分払による各国の工事代金支払制度の方が合理的であり長所が多いとの意見が大勢を占めた。

## 7. おわりに

欧州3カ国の公共工事代金支払方法等の実態調査を通じて、契約方法、支払頻度や前払金の扱い、検査方法や現場監理体制等に関する我が国との相違を明らかにした。今後これらも踏まえ、我が国における公共工事調達システムをより一層効果的かつ効率的なものへとステップアップさせていくことが重要であると考えられる。

表-3 各国の日本の支払方法に対する感想  
(欧州3カ国9機関への聞き取りによる)

|                           |                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■ 全般について                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の支払方法より、出来高に応じた部分払のほうが合理的と考える(受発注者とも多数)</li> <li>・支払事務の効率化という観点から、日本の方法はシンプルで良い(少数)</li> <li>・その国の甲乙関係に関する文化・慣習も踏まえた上で、支払方法を考えるべき</li> </ul>    |
| ■ 前払金について                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モノもできていないのに、あらかじめ支払を行うことに違和感を感じる(多数)</li> <li>・もし請負者が途中で倒産した場合などに困るのではないか</li> </ul>                                                              |
| ■ 出来高に応じた部分払のほうが合理的と考える理由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月出来高を確認し支払を行うことで、きちんと監督でき、品質にも好影響</li> <li>・予算管理がしやすい</li> <li>・完成時まで60%支払われない方法と比較して、キャッシュフローが良い(多数)</li> </ul>                                 |
| ■ 既済部分検査に関する事務負担について      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査に必要な書類や写真の作成・整理、事務処理の負担はほとんど感じておらず、日本でも部分払に伴う作業量について懸念する必要はないと思う(受発注者とも多数)</li> <li>・監督職員が日々出来形や品質を見ているのに、別の検査職員があらためて検査を行う必要はないと感じる</li> </ul> |

## 【参考文献】

- 1) 定期一設計変更協議・部分払方式実施研究会：出来高部分払方式検討報告書、2002
- 2) 国土交通省国土技術政策総合研究所：欧州(ドイツ・オランダ・イギリス)における公共工事代金の支払方法等に関する調査報告書、2002

## Comparison of Payment System for Public Construction Works between Japan and European Countries

By Hiroki MIZOGUCHI, Masayuki NAKAJIMA, Takeshi OUGIMOTO,  
Isayoshi SHINOHARA, Akira SHIROYA and Yasushi OTSUKA

**Abstract:** It is common practice in Japanese public construction works to pay the contractor in two stages: an advance payment equaling 40 % of the total amount at the beginning of the project and a final payment equaling 60 % after completion. On the other hand, interim payments at monthly or similar intervals, based on actual work progress, are common for public construction works in other countries. In order to provide suggestions on introducing this payment system into Japan, systems in Germany, the Netherlands and the United Kingdom were investigated by hearing. This paper describes the differences from Japanese system with respect to articles of construction contracts and payment and inspection systems.

**Keywords:** public works, progress payment, advance payment, construction contract